

免震建物と住宅向け地震保険

■ 免震建物の住宅向け地震保険の割引率が拡大

2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえて、住宅向け地震保険が2014年7月1日に改定されて全国平均で15.5%引き上げされました¹⁾。一方で、これまでの被害実態などを勘案し、免震建築物ならびに耐震等級2～3の建築物のみを対象に、保険料の割引率が表1のように拡大しました。

さらに、2017年1月1日に改定され全国平均で5.1%引き上げされました²⁾。改定率は都道府県、建物の構造区分により異なります。変更の主な理由は、震源モデル、地盤データ、被害関数などの各種基礎データの更新、損害区分の細分化（半損を2分割）、3段階に分けた料率の引上げ（今回は3段階の1回目）によるものです。

表1 免震建築物ならびに耐震等級2～3の建築物を対象とした割引率の拡大

		現行	改定
免震建築物割引率		30%	50%
耐震等級割引率	耐震等級3	30%	50%
	耐震等級2	20%	30%

一例として、東京都、愛知県ならびに大阪府におけるイ構造（耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建築物）の保険料について、保険金額1000万円で保険期間1年のとき、建築年割引等の建築物と免震建築物を対象に、2014年6月30日以前の保険料（現行）と2017年1月1日以降の保険料（改定）を比較して図1に示します。ここで、建築年割引等の建築物とは、建築年割引（

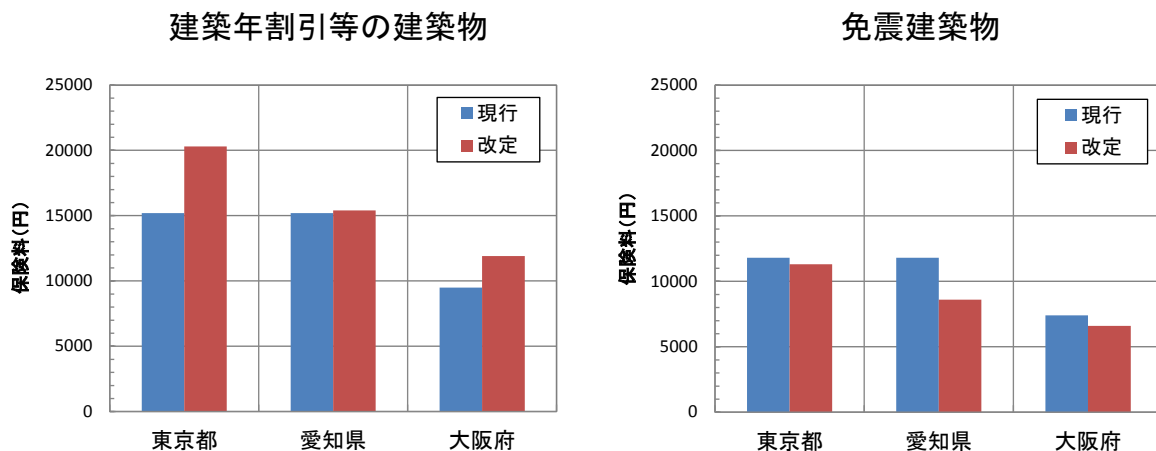


図1 地震保険料の比較（保険金額1000万円、保険期間1年）

1981年6月1日以降に新築された建物)、耐震等級1または耐震診断(改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物)のいずれかに該当する建築物を示します。建築年割引等の建築物の保険料は引き上げられましたが、免震建築物の保険料は引き下げられていることがわかります。

つぎに、現行の保険料に対する改定幅を比較すると、図2となります。例えば、愛知県における免震建築物の保険料は、2014年6月30日以前の保険料(現行)と比較して約27%引き下げられています。このように、免震建物の優位性が、地震保険の観点からも示されました。

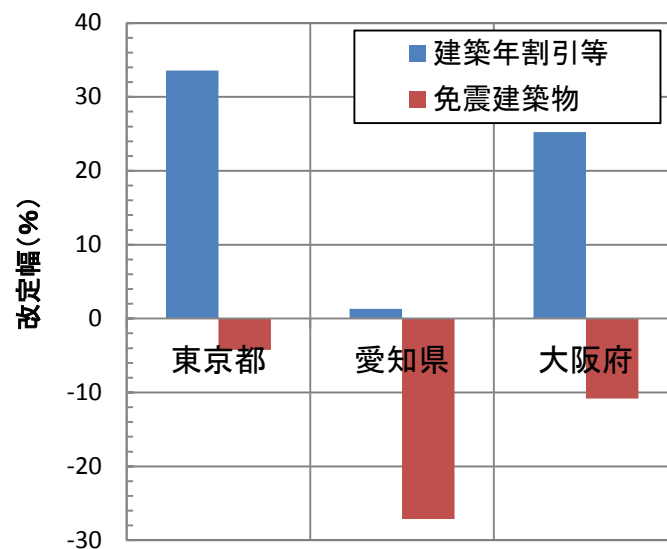


図2 保険料の改定幅の比較

【参考文献】

- 1) 損害保険料率算出機構：地震保険基準料率の届出について，ニュースリリース，2013年3月26日
- 2) 損害保険料率算出機構：地震保険基準料率の届出について，ニュースリリース，2015年9月30日